

## （介護予防）特定施設入居者生活介護

### I 概 要

- （介護予防）特定施設入居者生活介護・・・有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに入居している要介護者（介護予防の場合は要支援者）について、当該特定施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもの
  
- 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護
  - ・・・（介護予防）特定施設入居者生活介護のうち、当該特定施設の従業者が、（介護予防）特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等を、及び当該特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（指定介護予防事業者）が、当該（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもの
  
- 指定に当たっては、次のいずれかを満たしている必要があります。
  - ・ 有料老人ホーム・・・・・・・・・・有料老人ホームの設置の届出がされている、又は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合は、県知事の登録を受けていること。
  - ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・・・第1種社会福祉事業の設置の届出がされている、又は設置の許可を受けていること。
  
- 特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

## Ⅱ 指 定 基 準

### 1 人 員 基 準

区 分	通 常	外部サービス利用型
従 業 者		
生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で、利用者数に対し 100 : 1 以上</li> <li>・うち 1 人以上は常勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で、利用者数に対し 100 : 1 以上</li> <li>・うち 1 人以上は専従かつ常勤</li> </ul>
介護職員又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で （（要介護の利用者の数）＋（要支援の利用者の数×0.3））に対し 3 : 1 以上</li> </ul>	—
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で 利用者数が 30 まで 1 以上 それ以上 50 又は端数を増 すごと 1 を加えた 数以上（31～ 80→2 以上、81～ 130→3 以 上・・・）</li> <li>・うち 1 人以上は常勤</li> </ul>	利 用 者 が 支 援 場 所 に 在 り て 働 く 職 員 は 、 専 任 か つ 常 勤 と す べ し
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時 1 以上を確保</li> <li>・うち 1 人以上は常勤</li> </ul>	
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 以上</li> </ul>	—
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員を 1 以上 （利用者数に対し 100 : 1 を標準）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員を 1 以上 （利用者数に対し 100 : 1 を標準）</li> <li>・うち 1 人以上は常勤</li> </ul>
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として専従</li> </ul>	

### 《留意事項》

#### 【外部サービス利用型】

常に 1 以上の従業者（生活相談員・介護職員・計画作成担当者・要介護者及び要支援者以外の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等）を確保する必要があります（宿直時間帯を除きます。）。

#### 【生活相談員】

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業所の生活相談員については、利用者の処遇に支障がない場合は、その特定施設における他の職務（要介護者及び要支援者以外の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みます。）に従事することができます。

#### 【看護職員又は介護職員（外部サービス利用型以外）】

要介護者又は要支援者に対するサービス提供に従事することを基本としますが、要介護者等のサービス利用に支障がないときに、要介護者等以外の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。

指定時には、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が必要であり、この措置等が運営規程に明示されている必要があります。

### 【機能訓練指導員】

「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者です。

\* はり師及びきゅう師については、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者」に限ります。

### 【計画作成担当者】

利用者の処遇に支障がない場合は、その特定施設における他の職務（外部サービス利用型の場合は、要介護者及び要支援者以外の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みません。）に従事することができます。

### 【管理者】

特定施設の管理上支障がない場合は、その特定施設における他の職務（外部サービス利用型の場合は、要介護者及び要支援者以外の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みません。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

### 【常勤換算方法】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を「常勤の従業者が勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。（小数点第2位以下切り捨て）

※1 勤務延時間数とは、勤務表上位置付けられている勤務時間の合計とし、「常勤従業者の勤務すべき時間」を上限とします。

※2 従業者の休暇等の取扱いについて

常勤の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱います。

なお、非常勤の従業者の休暇や出張の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めません。

※3 母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置の対象者の取扱いについて

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律113）に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律76）に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことができます。

### 【利用者数】

前年度の平均値を用います。ただし、新たに事業を開始した場合は推定数を用います。

### 【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業員の勤務時間（週32時間を下回る場合は32時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、**母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置**の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことができます。
- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業員の勤務時間」に達していれば常勤とみなします。

### 【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

## 2 設備基準

区 分	基 準
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。</li> <li>・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> </ul>
介護居室 居室 (外部サービス利用型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員1人(処遇上必要と認められる場合は2人とすることができる。)</li> <li>・ 介護を行える<b>適当な広さ</b>であること。</li> <li>・ プライバシーの保護に配慮すること。</li> <li>・ 地階に設けてはならないこと。</li> <li>・ 1以上の出入口は空き地、廊下又は広間に直接面して設置すること。</li> <li>・ 非常通報装置等を設けること。(外部サービス利用型)</li> </ul>
一時介護室 (外部サービス利用型以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護を行うために<b>適当な広さ</b>を有すること。</li> <li>・ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されていれば設けなくてもよい。</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体の不自由な者に適したものとすること。</li> </ul>
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能を十分に発揮し得る<b>適当な広さ</b>を有すること。</li> <li>・ 居室の面積が25㎡以上である場合には設けなくてもよい。(外部サービス利用型)</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室のある階ごとに設置すること。</li> <li>・ 非常用設備を備えること。</li> </ul>
機能訓練室 (外部サービス利用型以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能を十分に発揮しうる<b>適当な広さ</b>を有すること。</li> <li>・ 他に機能訓練を行うために<b>適当な広さ</b>の場所が確保できる場合は、設けなくてもよい。</li> </ul>
構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子での円滑な移動が可能な空間と構造を有すること。</li> <li>・ その他建築基準法及び消防法の定めるところによる。</li> </ul>

### 《留意事項》

#### 【介護居室・居室】

「適当な広さ」となっていますが、施設種別によっては、面積基準が設けられている場合がありますので、あらかじめ御確認ください。

#### 【処遇上必要と認められる場合】

例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできません。

#### 【適当な広さ】

面積による基準を定めず、利用者の選択に委ねることとなっています。

このため、具体的な広さについては、重要事項説明書による説明及び掲示が必要となります。

### 3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

区 分	基 準
重要事項の説明及び契約の締結	<ol style="list-style-type: none"><li>1 あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行うこと。</li><li>2 契約を文書により締結すること。 (交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。)</li><li>3 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。</li></ol>
サービス提供	<ol style="list-style-type: none"><li>1 正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒まないこと。</li><li>2 入居者が（介護予防）特定施設入居者生活介護に代えて他の事業者が提供する介護（予防）サービスを利用することを妨げないこと。</li><li>3 その利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</li></ol>
受託居宅サービス（受託介護予防サービス）の提供 (外部サービス利用型)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 （介護予防）特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）により、適切かつ円滑に受託居宅サービス（受託介護予防サービス）が提供されるよう、必要な措置を講じること。</li><li>2 受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）が受託居宅サービス（受託介護予防サービス）を提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させること。</li></ol>
利用料等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用料（介護報酬の1割～3割）</li><li>2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当）</li><li>3 利用者の選定による介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</li><li>4 おむつ代</li><li>5 その他日常生活費</li></ol>

<p>身体的拘束等</p>	<p>入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底すること</li> <li>2 身体的拘束等の適正化のための指針の整備すること</li> <li>3 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること</li> </ol>
<p>(介護予防) 特定施設サービス計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容等を盛り込んだ(介護予防)特定施設サービス計画の原案を作成すること。</li> <li>2 (介護予防)特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。</li> <li>3 (介護予防)特定施設サービス計画は利用者に交付すること。</li> </ol>
<p>運営規程</p>	<p>施設ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 入居定員及び居室数</li> <li>4 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護)の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>5 受託居宅サービス事業者(受託介護予防サービス事業者)及び受託居宅サービス事業所(受託介護予防サービス事業所)の名称及び所在地(外部サービス利用型)</li> <li>6 介護居室又は一時介護室(他の居室(外部サービス利用型))に移る場合の条件及び手続</li> <li>7 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>8 緊急時等における対応方法</li> <li>9 非常災害対策</li> <li>10 虐待の防止のための措置に関する事項 (*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)</li> <li>11 その他運営に関する重要事項</li> </ol>
<p>勤務体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適切な指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を提供できるよう従業者の勤務の体制を定めること</li> <li>2 全ての従業者(看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること(新たに採用した従業者は、採用後1年間の猶予期間あり) (*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務)</li> <li>3 職場におけるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じること。</li> </ol>

業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施しなければならない。（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
協力医療機関等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協力医療機関を定めておくこと。</li> <li>2 協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</li> <li>3 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。</li> </ol>
非常災害対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種類に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。</li> <li>2 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導体制を整備すること。</li> <li>3 非常災害に対する計画、体制について、従業員へ定期的に周知すること。</li> <li>4 避難、救出等の訓練を定期的実施すること。</li> <li>5 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること。</li> <li>6 従業員を防災に関する研修に参加させる等従業員の防災教育に努めること。</li> <li>7 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること。</li> </ol>
衛生管理等	<p>感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講じること。 （*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知</li> <li>2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施</li> </ol> </li> </ol>
虐待の防止	<p>虐待を防止するため次の措置を講じること。 （*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 虐待防止検討委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知</li> <li>2 虐待の防止のための指針を整備</li> <li>4 虐待の防止のための研修を定期的実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>5 専任の担当者を置くこと。</li> </ol> </li> </ol>
苦情処理体制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。
事故対応	事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。

<p>受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）への委託 (外部サービス利用型)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受託居宅サービス（受託介護予防サービス）の提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所（受託介護予防サービス事業所）ごとに文書により行うこと。</li> <li>2 受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）は、指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）又は指定地域密着型（介護予防）サービス事業者であること。</li> <li>3 受託居宅サービス（受託介護予防サービス）の種類は、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与及び（介護予防）認知症対応型通所介護とする。</li> <li>4 受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うこと。</li> <li>5 受託居宅サービス（受託介護予防サービス）に係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。</li> </ol>
<p>記録の整備</p>	<p>（介護予防）特定施設サービス計画等利用者に対する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。</p>

#### 4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成 25 年静岡県条例第 25 号)
- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則  
(平成 25 年静岡県規則第 9 号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成 25 年静岡県条例第 28 号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則  
(平成 25 年静岡県規則第 13 号)

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnjyourei0328.html>

### Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

#### 1 減算

指定基準に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合の特定施設入居者生活介護費は、所定単位数の 70%となります。（外部サービス利用型以外）

指定基準に定める員数の従業者を置いていない場合の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費は、所定単位数の 70%となります。（外部サービス利用型）



## 2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員（等特定）処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

## 3 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

**指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**（平成12年厚生省告示第19号）

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>